

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を令和3年度課税分に限り軽減します。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者

○中小企業者・小規模事業者とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人
- ・従業員1,000人以下の個人

※ただし、大企業の子会社など(以下のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。

1. 同一の大規模法人〔資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人の場合又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます〕から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

■対象資産

令和3年1月1日時点で所有している償却資産及び事業用家屋

■要件及び軽減率

令和2年2月から10月までの間における連続する3か月の期間の収入合計額と1年前の同時期の3か月の期間の収入合計額を比べて

ア .50%以上減少したとき…全額

イ .30%以上50%未満減少したとき…2分の1

■提出書類

1. 特例措置に関する申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
2. 認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式
 - ・中小事業者であることの確認ができる書類〔登記簿謄本の写し等(法人の場合)〕
 - ・事業収入の減少が確認できる書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し等)
 - ・事業用家屋がある場合は、事業用割合の確認ができる書類(青色申告決算書の写し等)

※償却資産の申告がある場合は、償却申告書及び明細書もあわせて申告してください。

■申告方法

1. 事業者が認定経営革新等支援機関などに申告書等を提出し、軽減措置の対象であることの確認依頼をしてください。
2. 認定経営革新等支援機関などからの申告書の確認欄に記入・押印を受けます。
3. 認定経営革新等支援機関などに確認を受けた申告書等を税務住民課課税係まで提出してください。

※詳しくは中小企業庁(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)のホームページをご覧ください。

■申告期間

令和3年2月1日(日)までに税務住民課課税係まで提出してください。

☎ 中小企業庁(中小企業固定資産税等の軽減相談窓口)

☎ 0570-077322

☎ 税務住民課課税係

☎ 585-2778

お知らせ 家屋を取り壊したら「滅失届」が必要です！

固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税しています。令和2年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫などの「家屋」を取り壊した際には、年内に税務住民課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。届出がない場合は、確認ができずに引き続き課税されます。

なお、法務局への滅失登記が完了している場合は、「滅失届」の提出は不要です。

☎税務住民課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ 事業用資産をお持ちの方は償却資産税の申告が必要です！

町内で会社、商店、農業、不動産などの「事業を行っている方（法人及び個人）」で、事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、毎年1月1日現在の時点で所有している償却資産について償却資産税の申告をする必要があります。

前年に申告した方、又は申告の必要があると思われる方については、12月上旬に償却資産税の申告のお知らせを送付します。申告書を作成のうえ、期限までに申告書を提出してください。

■提出期限

令和3年2月1日(日)

☎税務住民課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ 粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **12月2日(水)、16日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を環境防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等をかけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることも十分にあり得ます。



不法投棄はダメ！ゼツタイ！

☎環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

福島市及び桑折町において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している(仮称)福島北風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」を縦覧し、広く意見を募集します。また、事業及び方法書の内容についての説明会を開催します。

なお、配慮書から方法書へ進むにあたり、環境配慮及び事業計画の具体化に伴って、国見町は対象事業実施区域外となっています。

■縦覧場所

役場庁舎 1階 環境防災課

■縦覧期間

11月24日(火)～12月24日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■インターネットによる公表

事業者のホームページから閲覧できます。(http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/)

■説明会

場所：イコーゼ！（桑折町大字上郡字弁慶20-1）

日時：12月6日(日) 午後2時～午後3時30分

■意見書の受付

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

提出期限：令和3年1月15日(金)※郵送の場合は、当日消印有効

■意見書の提出及び問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

☎0294-55-7808 担当：事業開発第二グループ 青井 貴裕

お知らせ 『無許可』の回収業者を利用しないでください！

ご家庭の廃棄物を回収するには、町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。

無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例が全国で報告されていますので、廃棄物の正しい処分をお願いします。

☎環境防災課環境防災係 ☎585-2116

お知らせ 狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病は発症するとすべての哺乳類(ヒトを含む)が、ほぼ100%死亡する病気です。現在、日本では犬などを含めて狂犬病の発生はありませんが、周辺国を含むほとんどの地域で依然として発生しており、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

まだ、飼い犬に対して狂犬病予防注射を受けさせていない方は、12月31日までに注射を受けさせてください。

☎環境防災課環境防災係 ☎585-2116

☎福島県動物愛護センター ☎024-953-6400

町内各地の空間線量率

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

地区	測定場所	11/4	11/11
小坂	小坂農村総合管理センター (土)	0.12	0.11
	泉田中集会所 (土)	0.08	0.09
藤田	石母田財産区事務所 (アスファルト)	0.07	0.07
	観月台文化センター (芝生)	0.10	0.08
森江野	上野台運動公園管理棟 (アスファルト)	0.07	0.06
	森江野町民センター (アスファルト)	0.11	0.08
	塚野目集会所 (アスファルト)	0.13	0.10
	桜の森 (土)	0.12	0.13
大木戸	大木戸ふれあいセンター (土)	0.08	0.07
	貝田駅 (土)	0.13	0.13
大枝	国見東部高齢者活性化センター (土)	0.10	0.09

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

お知らせ 各種放射線のモニタリング結果

保育所・幼稚園 小学校・中学校の空間線量率

(単位：マイクロシーベルト / 時)

測定場所	測定条件	10/7	10/21
藤田保育所	地上 50cm	0.13	0.09
くにみ幼稚園		0.05	0.04
国見小学校		0.04	0.04
県北中学校	地上 1m	0.09	0.09

☎学校教育課 ☎ 585-2892

仮置場の空間線量率及び地下水の放射能濃度

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	仮置場	測定地点	測定日①	測定日②
藤田方部 2 号 (石母田字日矢来)	進入口	0.06	0.07	森江野方部 1 号 (大字徳江・塚野目)	南側中央部	原状回復工事のため測定なし	
	中心	—	—		中心		
藤田方部 3 号 (藤田字滑沢三)	東側町道沿	原状回復工事のため測定なし		森江野方部 2 号 (徳江字江添)	南側中央部	0.07	0.09
	中心				中心	—	—
藤田方部 4 号 (藤田字鶉町六)	進入口	0.07	0.08	大木戸方部 2 号 (高城字西)	進入口	0.06	0.05
	中心	—	—		中心	—	—
小坂方部 1 号 (泉田字大松山)	進入口	原状回復工事のため測定なし		大木戸方部 3 号 (大木戸字大久保)	東側中央部	0.10	0.09
	中心				中心	—	—
小坂方部 2 号 (新内谷)	西側中央部	原状回復工事のため測定なし		※ 10/27、28、29 の地下水の放射能濃度は、全ての仮置場において「不検出」となっています。			
中心							

※藤田方部 2 号は 11/3 と 11/10 の測定値。藤田方部 4 号は 11/2 と 11/10 の測定値。森江野方部 2 号は 11/5 と 11/12 の測定値。大木戸方部 2 号、3 号は 11/4 と 11/11 の測定値。

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

飲料水 (水道水) の放射能物質モニタリング検査結果

(ND：検出限界値未満 検出限界値：1Bq/kg)

測定場所	取水場所	10/16		10/30	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
町水道事業	国見町役場	ND	ND	ND	ND

※福島県内の水道水モニタリング検査結果については、福島県ホームページ (東日本大震災関連情報 / 各種モニタリング結果) で公表しています。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

固定資産税 (第 4 期)

納期限は **11 月 30 日** 日曜です

忘れずに納めましょう!

■ ご確認ください!

- * 固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の土地と家屋などの所有者に課税される町の税金です。
- * 納税通知書は 4 月中旬に送付していますので、第 4 期分を納期限 (11 月 30 日) までに必ず納付されるようお願いいたします。
- * 口座振替を利用している方は、預金の残高確認をお願いいたします。

【個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税に関すること】

☎税務住民課課税係 ☎ 585-2778

【納税に関すること】

☎税務住民課収納係 ☎ 585-2780